

# 聖隸国際教育学会人文・社会科学研究における人を対象とする研究倫理規定

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本規程は、聖隸クリストファー大学（以下、「本学」という。）において実施される人文・社会科学分野の「人を対象とする研究」（以下、「研究」という。）が、個人の尊厳及び人権を最大限に尊重し、人文社会科学研究の特性を踏まえた倫理的配慮のもとに適正かつ円滑に実施されることを目的とする。また、本学の研究が社会からの信頼と協力を得て推進されるための基本方針を定めるとともに、聖隸クリストファー大学倫理委員会規程第一条に定める「倫理的配慮」に関する具体的な指針を示す。

### 第2条 定義

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「人を対象とする研究（人文・社会科学分野）」とは、個人または集団を対象とし、質問紙調査、インタビュー調査、行動観察、実験、エスノグラフィー、事例研究、文献調査（個人情報を含む場合）、その他人文社会科学特有の手法等を用いて、個人の行動、心理、意識、経験、生活、社会、文化、歴史、環境等に関する情報を収集、記録、分析、解釈する研究をいう。
- (2) 「研究者」とは、本学の教職員（客員教員、非常勤講師等を含む）、大学院生、学部生、研究生、その他本学において研究活動に従事する全ての者をいう。
- (3) 「研究対象者」とは、研究のために情報を提供し、または観察、実験、その他の研究手法の対象となる個人をいう。
- (4) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう。
- (5) 「インフォームド・コンセント」とは、研究対象者が、研究の目的、意義、方法、予測される利益及び負担（心理社会的リスク、情報リスクを含む）、個人情報の取り扱い、同意撤回の自由等について、研究者から十分な説明を受け、これを理解した上で、自らの自由意志に基づいて研究への参加に同意し、及びその同意を継続する意思を確認するプロセスをいう。
- (6) 「心理社会的リスク」とは、研究参加により研究対象者が経験する可能性のある、心理的な苦痛、不安、不快感、ステイグマ、社会的評価の低下、人間関係の悪化等の不利益をいう。
- (7) 「情報リスク」とは、研究を通じて収集された個人情報やプライバシーに関わる情報が、漏洩、不正利用、または不適切な開示等により、研究対象者に不利益をもたらす可能性をいう。

### 第3条 適用範囲

本規程は、本学の研究者が実施する、または本学の倫理委員会の審査対象となる全ての「人を対象とする研究（人文・社会科学分野）」に適用される。学外機関と共同で実施する研究についても、本学の研究者が関与する場合は本規程の対象とする。

#### 第4条 基本原則

研究者は、研究の計画、実施、成果の公表に至る全過程において、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 人間の尊厳と基本的人権の尊重：研究対象者を独立した人格として尊重し、その尊厳と権利を擁護する。
- (2) 研究対象者の福祉の優先：研究から得られる学術的・社会的利益よりも、研究対象者の安全、人権及び福祉を優先する。
- (3) インフォームド・コンセントの徹底：研究対象者の自律的な判断を尊重し、十分な情報提供に基づく自由意志による同意を基本とする。
- (4) プライバシーの保護と個人情報の厳格な管理：研究対象者のプライバシー権を最大限に保護し、個人情報を適正に管理する。
- (5) 公正性と透明性の確保：研究の全過程において公正性を保ち、可能な範囲で透明性を確保するよう努める。
- (6) 研究の多様性と文脈の尊重：人文社会科学研究の多様なアプローチと、研究が行われる社会的・文化的文脈を理解し尊重する。
- (7) 研究対象者との信頼関係の構築：研究対象者との間に誠実なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築し、維持するよう努める。
- (8) 法令及び関連指針等の遵守：個人情報保護法、その他の関連法令、及び国内外の関連する倫理指針等を遵守する。

#### 第2章 研究者の責務

##### 第5条 研究計画立案における倫理的配慮

- (1) 研究者は、研究計画の立案にあたり、その研究の学術的・社会的意義、科学的合理性及び倫理的妥当性を十分に検討しなければならない。
- (2) 研究者は、研究対象者に与える可能性のあるあらゆる負担（時間的拘束、身体的苦痛、心理社会的リスク、情報リスク等）を予測・評価し、これを最小限にするための具体的な方策を講じなければならない。
- (3) 研究者は、期待される学術的・社会的利益が、研究対象者の負担やリスクを考慮してもなお、その研究を実施することを正当化できるか慎重に判断しなければならない。正当化できないと判断される研究は計画してはならない。

##### 第6条 研究実施における倫理的配慮

- (1) 研究者は、倫理審査委員会によって承認された研究計画を遵守し、倫理的に適正な方法で研究を実施しなければならない。
- (2) 研究計画に変更が生じた場合は、本学の定める手続きに従い、再度倫理審査委員会の承認を得るなど適切な対応をとらなければならない。
- (3) 研究の実施に伴い、研究対象者の安全、人権または福祉に予期せぬ重大な影響を及ぼす事態、またはその可能性が生じた場合は、直ちに研究を一時停止または中止する等の適切な措置を講じるとともに、

速やかに本学の定める手続きに従い報告しなければならない。

## 第7条 研究対象者との信頼関係の構築と維持

- (1) 研究者は、研究対象者に対して常に敬意をもって誠実に対応し、その人格、価値観、経験及び文化的背景を尊重しなければならない。
- (2) 研究者は、研究対象者との間に良好なコミュニケーションを保ち、信頼関係を構築し、維持するよう努めなければならない。特に、インタビューやフィールドワークなど、研究対象者と継続的かつ密接な関わりを持つ研究においては、この責務が重要となる。
- (3) 研究者は、研究者としての立場と研究対象者との人間関係において生じうるパワーバランスに自覚的であり、研究対象者が不当な影響や圧を感じることのないよう最大限配慮しなければならない。

## 第8条 個人情報及びプライバシーの保護に関する責務

- (1) 研究者は、研究対象者の個人情報及びプライバシーを最大限に保護するため、本規程第5章に定める事項を遵守し、情報管理に万全を期さなければならない。
- (2) 研究者は、研究の過程で知り得た研究対象者の個人的な情報について、正当な理由なく、また本人の明確な同意なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は研究終了後も継続する。

## 第9条 研究成果の公表に関する責務

- (1) 研究者は、研究成果を公表する際には、研究対象者及びその関係者の個人が特定されたり、不利益を被ったりすることのないよう、本規程第7章に定める匿名化等の措置を徹底しなければならない。
- (2) 研究者は、研究成果の公表にあたっては、研究の限界や結果の解釈に留意し、客觀性及び公正性を保ち、社会に誤解や偏見を与えないよう努めなければならない。
- (3) 研究協力への謝意を示す場合でも、それが個人特定に繋がらないよう配慮しなければならない。

## 第10条 人文社会科学研究、特に質的研究における特有の倫理的配慮

- (1) 研究者は、インタビュー、観察、エスノグラフィー等の質的手法を用いる研究において、研究計画が研究の進展に伴い変化しうる特性を持つことを理解し、倫理的配慮を継続的に行わなければならない。計画の重要な変更に際しては、必要に応じて倫理審査委員会に再諮問する。
- (2) 研究者は、フィールドノートや音声・映像記録等の質的データの収集、記録、保管、分析にあたり、研究対象者のプライバシー及び機微情報に最大限配慮しなければならない。
- (3) 研究者は、研究対象者との関係性の中で偶発的に得られた情報や、当初の研究計画の範囲を超える情報について、その取り扱いに慎重を期し、倫理的な観点から再検討しなければならない。
- (4) 研究者は、研究協力の過程で研究対象者が精神的な動揺や苦痛を示した場合、適切な対応（例：一時中断、傾聴、必要に応じた専門機関への紹介の検討等）をとるよう努めなければならない。
- (5) 研究者は、研究対象者やそのコミュニティに対して、研究の進行状況や結果の概要を適切にフィードバックする方法を検討し、可能な範囲で実施するよう努める。

## 第3章 研究対象者の権利と保護

## 第11条 自由意志による参加と自己決定の尊重

- (1) 研究への参加は、研究対象者の自由意志によるものでなければならず、いかなる形態の強制、欺瞞、不当な圧力、または過度の誘引があってはならない。
- (2) 研究対象者は、研究への参加、不参加、参加の継続または中止について、他者からの干渉を受けることなく、自ら決定する権利を有する。

## 第12条 同意撤回の権利とデータ取り扱いの選択

- (1) 研究対象者は、いつでも、理由の如何を問わず、またいかなる不利益も受けることなく、研究への参加に関する同意を撤回する権利を有する。
- (2) 研究者は、同意撤回の意思が示された場合、速やかにこれを受け入れ、当該研究対象者から既に得られた情報や資料の取り扱い（廃棄、分析対象からの除外、匿名化の維持等）について、本人の意向を最大限尊重し、誠実に対応しなければならない。その具体的な手順については、同意取得時に説明しておくものとする。

## 第13条 プライバシー及び個人情報の保護

- (1) 研究対象者のプライバシーは最大限に保護されなければならない。研究者は、研究対象者が私的な空間や情報について自己のコントロールを保持する権利を尊重する。
- (2) 研究対象者に関する個人情報は、本規程に基づき厳格に管理され、不正なアクセス、漏洩、改ざん、紛失、破壊等から保護されなければならない。

## 第14条 特に配慮を要する研究対象者への対応

- (1) 研究者は、未成年者、認知能力や判断能力が十分でない者、疾患や障害を有する者、社会的・経済的に不利な立場にある者、その他構造的に脆弱な立場に置かれやすい個人や集団を研究対象とする場合には、その脆弱性を十分に理解し、人権擁護のために特別な倫理的配慮と保護措置を講じなければならない。
- (2) これらの対象者からのインフォームド・コンセントの取得にあたっては、本規程第20条の定めに従うものとする。
- (3) 研究計画において、これらの対象者を含めることの科学的・倫理的正当性が明確に示されなければならない。

## 第15条 研究協力から生じる利益と負担

- (1) 研究者は、研究対象者が研究に協力することによって直接的に受ける可能性のある利益について、誤解を招かないよう慎重かつ正確に説明しなければならない。
- (2) 研究者は、研究対象者が研究に協力することによって被る可能性のあるあらゆる負担について、事前に具体的に説明しなければならない。これには、時間的拘束、身体的苦痛のみならず、インタビュー等による精神的負担、プライバシーに関する懸念、社会的評価への影響、情報開示に伴うリスク等、心理社会的側面が含まれる。
- (3) 研究者は、これらの負担を最小化するための具体的な方策を講じ、研究対象者に説明しなければなら

ない。

## 第4章 インフォームド・コンセント

### 第16条 インフォームド・コンセントの基本

- (1) 研究者は、研究を実施する前に、原則として各研究対象者から、自由な意思決定に基づくインフォームド・コンセントを得なければならない。
- (2) インフォームド・コンセントは、単なる署名の取得ではなく、研究者と研究対象者との間の十分な情報共有と理解に基づく合意形成のプロセスである。

### 第17条 説明すべき事項（人文社会科学研究の特性を反映）

インフォームド・コンセントを得る際には、少なくとも以下の事項を、研究対象者が理解できる平易な言葉と方法で、口頭及び文書により説明しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義、学術的背景
- (2) 研究実施体制（研究者の氏名、所属、連絡先、研究責任者、共同研究機関等）
- (3) 研究の方法及び期間（具体的な調査内容、所要時間、実施場所、インタビューや観察の場合はその進め方、録音・録画の有無とその目的・方法など）
- (4) 研究への参加は任意であること、及び同意しない場合や同意を撤回した場合でも一切の不利益を受けないこと
- (5) 同意撤回の権利、その具体的な方法、及び同意撤回後の個人情報や収集データの取り扱いに関する方針
- (6) 研究対象者に予測される利益（もしあれば）及びあらゆる負担やリスク（身体的、精神的、社会的、経済的、時間的負担、心理社会的リスク、情報リスク等）
- (7) 心理社会的リスク等が顕在化した場合の対応策（例：相談窓口の案内、専門家への紹介の可能性等）
- (8) 個人情報の取り扱い（収集する情報の種類、匿名化の方法、データの管理・保管方法と期間、廃棄方法、情報漏洩時の対応等）
- (9) 研究成果の公表方法（公表予定の媒体、匿名化の程度、個人が特定されない形での引用の可能性、質的研究における記述のあり方など）
- (10) 研究データの共有や二次利用の可能性と、その際の倫理的配慮及び同意取得の方針（該当する場合）
- (11) 研究に関する費用負担や謝礼（もしあればその内容、金額、支払い方法）
- (12) 研究資金源、及び研究者や所属機関における利益相反の有無とその内容
- (13) 研究に関する問い合わせや相談のための連絡先（倫理的な懸念に関する相談窓口を含む）
- (14) 倫理審査委員会の承認を得て研究が実施されること

### 第18条 同意取得の方法と記録

- (1) 同意は、原則として研究対象者の署名または記名押印のある同意書により得るものとする。同意書には説明年月日、同意年月日を記載する。
- (2) 研究者は、研究対象者が説明内容を十分に理解し、質問する機会が保障され、熟慮するための適切な時間が与えられた上で同意が得られるよう配慮しなければならない。同意の意思表示は、研究者の面前

で行われることを原則としない。

- (3) 同意書及び説明文書は、研究対象者用と研究者保管用の2部を作成し、それぞれに交付・保管する。
- (4) 録音・録画を行う場合は、そのことについて明確に説明し、別途同意を得る。
- (5) 文書による同意取得が困難な場合（例：識字能力の問題、文化的な慣習等）は、倫理審査委員会の承認を得た上で、口頭による同意とその記録（例：第三者の立ち会いと署名、録音等）など、代替的な適切な方法を用いることができる。

#### 第19条 同意取得が困難な場合及び代諾者からの同意

- (1) 死亡した個人を対象とする研究や、公開情報を利用する研究などで、研究対象者本人からインフォームド・コンセントを得ることが現実的に不可能または著しく困難な場合は、倫理審査委員会の承認を得た上で、インフォームド・コンセントの取得を省略または簡略化することができる。ただし、この場合もプライバシー保護等の倫理的配慮は最大限に行う。
- (2) 研究対象者がインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合（例：重度の知的障害、意識障害等）、その法定代理人または研究対象者の意思及び最善の利益を代弁できると判断される者（以下、「代諾者」という。）からインフォームド・コンセントを得なければならない。
- (3) 代諾者から同意を得る場合であっても、可能な限り研究対象者本人に対し、年齢や理解力に応じた平易な言葉で説明を行い、その意向を尊重するよう努めなければならない（アセント）。

#### 第20条 未成年者等からの同意取得（アセントを含む）

- (1) 研究対象者が未成年者である場合は、原則としてその親権者または未成年後見人からインフォームド・コンセントを得なければならない。
- (2) 研究対象者が未成年者であっても、研究内容について理解できると判断される年齢や状態にある場合には、親権者等からの同意に加えて、本人からも理解と賛意（アセント）を得るよう最大限努めなければならない。アセントを得るための説明は、本人の発達段階や理解力に合わせた平易な言葉と方法で行う。
- (3) アセントが得られない場合、または本人が参加を拒否した場合は、原則として研究対象としない。ただし、その研究が本人にとって直接的な利益をもたらす可能性があり、かつ代替手段がなく、親権者等がその実施を強く希望する場合など、倫理審査委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

#### 第21条 プロセスとしてのインフォームド・コンセント（継続的対話の重視）

- (1) 特に長期間にわたる研究や、研究対象者と繰り返しまたは継続的に関わる質的研究においては、インフォームド・コンセントを研究開始時の一度きりの手続きと捉えるのではなく、研究の進展や状況の変化に応じて、研究対象者との継続的な対話を通じて、同意が維持されていることを確認し、必要に応じて再説明や再同意を求めるプロセスとして捉えることが望ましい。
- (2) 研究の過程で、当初の説明内容から重要な変更が生じた場合や、研究対象者の状況に変化があった場合には、改めて情報提供を行い、参加継続の意思を確認する。
- (3) 研究者は、研究期間中、研究対象者からの質問や懸念に対して誠実に対応する体制を維持する。

## 第5章 個人情報及び研究データの取り扱い

### 第22条 個人情報の収集と利用の限定

- (1) 個人情報の収集は、研究目的の達成に必要不可欠な最小限の範囲にとどめなければならない。
- (2) 収集した個人情報は、インフォームド・コンセントを得た範囲内、または法令に基づく場合を除き、目的外に利用してはならない。

### 第23条 研究データ（質的データを含む）の管理と保管

- (1) 収集した個人情報及び研究データ（調査票、インタビューの録音・録画記録、文字起こし原稿、フィールドノート、写真、電子データ等）は、漏洩、紛失、盗難、不正アクセス、改ざん等を防ぐため、施錠可能な保管庫での保管、パスワード設定、アクセス制限、暗号化等の物理的、技術的、組織的な安全管理措置を適切に講じなければならない。
- (2) データ管理者及びアクセス権限者を定め、研究計画書に具体的な保管方法、保管場所、保管期間を明記し、それに従う。保管期間は、法令や関連指針に定めがある場合を除き、研究終了後、原則として少なくとも5年間とするが、研究分野の特性やデータの性質に応じて倫理審査委員会がより長期間の保管を求める場合がある。
- (3) 特に機微性の高い質的データ（詳細な生活史、トラウマに関する語り等）については、より厳重な管理体制を構築する。

### 第24条 研究データ（個人情報を含む）の廃棄

- (1) 研究計画書に定めた保管期間を経過した個人情報及び研究データは、個人が特定できないよう、また復元不可能な形で、シュレッダー処理、データの完全消去、専門業者への委託等の確実な方法により、研究者の責任において速やかに廃棄しなければならない。
- (2) 廃棄の記録を適切に保存することが望ましい。

### 第25条 匿名化の実施と限界への留意

- (1) 研究データの分析や結果の公表にあたっては、原則として、氏名を記号や番号に置き換える、個人を特定しうる具体的な記述を削除または一般化するなどの適切な匿名化の措置を講じなければならない。
- (2) 匿名化の方法は、研究対象者のプライバシー保護の観点から十分なものであるか慎重に検討する。
- (3) 特に質的データや、特定の小規模集団を対象とする研究においては、記述内容や文脈から個人が推測される可能性（間接的識別リスク）に留意し、匿名化の限界を認識した上で、最大限の配慮を行う。必要に応じて、研究対象者に公表内容の確認を求める検討する。

### 第26条 情報漏洩及び倫理的問題発生時の対応

- (1) 万一個人情報や研究データが漏洩した場合、またはそのおそれが発生した場合、あるいはその他の重大な倫理的問題が発生した場合には、研究者は直ちに被害の拡大防止や是正措置を講じるとともに、速やかに本学の定める手順（倫理委員会、研究機関の長への報告等）に従って報告し、指示を受ける。
- (2) 研究者は、研究対象者に対しても、状況に応じて誠実に説明し、必要な対応を行う。

## 第 27 条 研究データの共有と二次利用に関する倫理的配慮

- (1) 収集した研究データを、当初の研究目的以外に研究者が自ら二次利用する場合、または第三者に提供して共有し二次利用を可能にする場合（データ・アーカイブへの寄託等を含む）は、原則としてインフォームド・コンセントにおいてその可能性について説明し、研究対象者の明確な同意を得なければならない。
- (2) 同意を得る際には、二次利用の目的、範囲、共有されるデータの種類、匿名化の程度、データ管理の方法、考えられる利益とリスク等を具体的に説明する。
- (3) 当初の同意範囲を超える二次利用やデータ共有については、倫理審査委員会の承認を得なければならない。その際、研究対象者のプライバシー保護と権利擁護のための追加的な措置（例：追加同意の取得、より高度な匿名化、アクセス制限等）が求められることがある。
- (4) データ・アーカイブを利用する場合は、当該アーカイブの定める倫理規程や利用規約を遵守する。

## 第 6 章 倫理審査

### 第 28 条 倫理審査委員会の役割と責務

- (1) 本学の倫理委員会は、本規程及び聖隸クリストファー大学倫理委員会規程に基づき、本学で実施される「人を対象とする研究（人文・社会科学分野）」の研究計画が、倫理的観点及び科学的・社会妥当性の観点から適正であるかを中立的かつ公正に審査し、承認、助言、指導、または不承認の判断を行う。
- (2) 倫理委員会は、研究の実施状況や終了後の報告についても、必要に応じて監督または確認を行う。

### 第 29 条 審査の申請（手続きは別途定める）

研究者は、本規程の適用対象となる研究を開始する前に、本学倫理委員会規程及び倫理審査申請ガイド等、本学の定める手続きに従い、必要な書類を提出して倫理審査の申請を行い、承認を得なければならない。

### 第 30 条 人文・社会科学研究の審査における固有の視点

- (1) 倫理審査委員会は、人文・社会科学分野の研究の多様な目的、理論的背景、研究手法（質的・量的アプローチ、実験、調査、観察、文献研究、アクションリサーチ等）及びその特性を十分に理解し尊重する。
- (2) 審査にあたっては、当該分野におけるリスクの性質、研究対象者との関係性のあり方、研究計画の柔軟性の必要性（特に探索的な質的研究において）、成果の社会への還元方法等を考慮した、分野の特性に応じた適切な評価を行う。
- (3) 研究計画書からは読み取りにくい研究実施上の機微な倫理的配慮や、研究者の倫理的感受性についても、必要に応じてヒアリング等を通じて確認するよう努める。
- (4) 倫理審査委員会の委員構成においては、人文・社会科学分野の専門知識を有する者、または当該分野の研究手法や倫理的課題について深い理解を持つ者を含めることが望ましい。
- (5) 倫理審査は、研究活動を不当に抑制するものではなく、研究者が倫理的課題を認識し、適切な配慮を行うことを支援し、もって質の高い研究の推進に資することを目的とする。

## **第7章 研究成果の公表**

### **第31条 公表における倫理的基本姿勢**

- (1) 研究者は、研究成果の公表にあたっては、学術的誠実性を堅持し、研究対象者の人権、プライバシー、尊厳を損なうことのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- (2) 研究成果は、科学的根拠に基づき、客観的かつ正確に記述し、不適切なデータの選択、改ざん、捏造等の不正行為を行ってはならない。

### **第32条 匿名性の確保と個人・集団への影響配慮**

- (1) 研究成果の公表物（論文、書籍、学会発表資料、報告書、ウェブサイト等）においては、研究対象者個人及びその家族、所属機関、協力コミュニティ等が特定されないよう、本規程第25条に定める適切な匿名化処理を施さなければならない。
- (2) 研究結果の公表が、特定の個人や集団に対してスティグマを与えることなく、不当な差別や偏見を助長したりすることのないよう、表現方法や公表範囲について慎重に配慮する。

### **第33条 質的研究における記述倫理と研究対象者の声の尊重**

- (1) 質的研究の成果を公表する際には、研究対象者の語りや行動の記録を文脈から切り離して提示したり、研究者の解釈を一方的に押し付けたりすることなく、研究対象者の視点や経験、語りのニュアンスを可能な限り忠実かつ敬意をもって記述するよう努める。
- (2) 研究対象者の発言を引用する際には、その意図が歪められないよう注意し、必要に応じて研究対象者に公表前の原稿を確認してもらう機会を提供することを検討する。ただし、その確認が研究対象者に新たな負担を強いることがないよう配慮する。
- (3) 研究対象者やその生活、文化、社会を「描く」際には、それが彼らにとってどのような意味を持ち、どのような影響を与えるかを常に自問し、倫理的な責任を負うことを自覚する。

## **第8章 倫理教育・啓発**

### **第34条 研究倫理教育の推進と内容の充実**

- (1) 本学は、全ての研究者に対し、本規程の内容を含む、人を対象とする研究の倫理に関する教育・研修の機会を定期的かつ継続的に提供する。
- (2) 研究倫理教育においては、人文・社会科学分野の特有の倫理的課題や事例を積極的に取り入れ、研究者が倫理的感受性と実践的な判断能力を養うことを目指す。
- (3) 研究者は、これらの教育・研修に積極的に参加し、常に最新の倫理的知識と規範を習得し、自らの研究活動を省察するよう努めなければならない。指導的立場にある研究者は、被指導者に対しても適切な倫理指導を行う責務を有する。

## **第9章 規程の遵守と誠実な対応**

### **第35条 規程の遵守義務**

本学において「人を対象とする研究（人文・社会科学分野）」に従事する全ての研究者は、本規程及び関連する法令・指針等を誠実に遵守しなければならない。

### **第 36 条 倫理的懸念への対応と相談体制**

- (1) 研究者は、自らの研究または他の研究者の研究に関して倫理的な懸念が生じた場合、倫理審査委員会または本学が指定する相談窓口に速やかに相談し、助言を求めることができる。
- (2) 本規程への違反が疑われる場合、または研究対象者等から倫理に関する申し立てがあった場合は、本学の関連規程に基づき、公正かつ迅速な調査及び必要な措置が講じられる。

### **第 10 章 補則**

#### **第 37 条 規程の見直しと改訂**

本規程は、関連法令の制定・改廃、社会情勢の変化、学術の進展、または本学における研究倫理の運用状況等を踏まえ、倫理委員会において定期的に検討され、必要に応じて見直し及び改訂が行われるものとする。

#### **第 38 条 施行期日**

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。